

# 今治市公共下水道計画区域見直し（案）



令和 7 年度

今 治 市

## 【目次】

1. 計画の基本事項	1
1) 公共下水道の概要	1
2) 計画区域見直しの背景	2
3) 全体計画の期間	6
4) 計画変更までの流れ	6
2. 計画区域及び計画諸元の見直し	7
1) 計画区域の見直し	7
2) 計画区域面積	15
3) 計画人口	16
4) 計画汚水量	17
5) 処理施設	17
6) (参考) 計画諸元のまとめ	18
3. 今後の汚水処理施設の整備方針について	19
1) 公共下水道計画区域内	19
2) 公共下水道計画区域外	20
4. 合併処理浄化槽の補助制度について	21

## 1. 計画の基本事項

### 1) 公共下水道の概要

本市の公共下水道は、瀬戸内海の水質保全と市街地の生活環境の改善を目的として、昭和 51 年 5 月に今治市下水処理センターにおいて汚水処理を開始し、その後、処理区の追加や拡張、市町村合併を経て、現在、公共下水道 3 処理区、特定環境保全公共下水道 5 処理区の事業運営を行っています。

表 1.1 今治市の公共下水道の概要

(単位: ha)

区分	処理区	特徴	供用開始	全体計画区域 <sup>※1</sup> 面積	事業計画区域 <sup>※2</sup> 面積	処理施設(所在地)
公共下水道	今治	・旧市の市街地を中心とした本市最大の処理区 ・本市で最初に下水処理場の運転開始	S51.5	3,023.3	2,749.6	今治市下水処理センター(天保山町 4 丁目)
	北部	・波止浜地区、大浜地区、旧波方町の一部を含む陸地部北側の処理区 ・今治処理区に次ぐ規模の処理区	H3.3	522.5	499.4	北部終末処理場(内堀 1 丁目)
	大西	・大西地区の中心部に位置する処理区	H19.5	270.8	244.4	大西水処理センター(大西町大井浜)
特定環境保全公共下水道	塔ヶ谷	・湯ノ浦地区の保養所等の下水処理を目的に整備	S52.4	—	13.2	塔ヶ谷下水処理場(湯ノ浦)
	吉海	・吉海地区の中心部に位置する処理区	H10.3	289.6	289.6	吉海処理センター(吉海町福田)
	木浦・有津	・伯方町木浦・有津地区を中心とする処理区 ・本市で最も新しい下水処理場	H20.5	192.3	149.7	伯方処理センター(伯方町木浦)
	井口	・上浦町井口地区を中心とする処理区	H15.3	139.4	139.4	井口処理センター(上浦町井口)
	宮浦	・大三島町宮浦地区を中心とする処理区 ・島嶼部で最初に下水処理場の運転開始	H9.3	119.8	119.8	宮浦処理センター(大三島町宮浦)
合計				4,557.7	4,205.1	

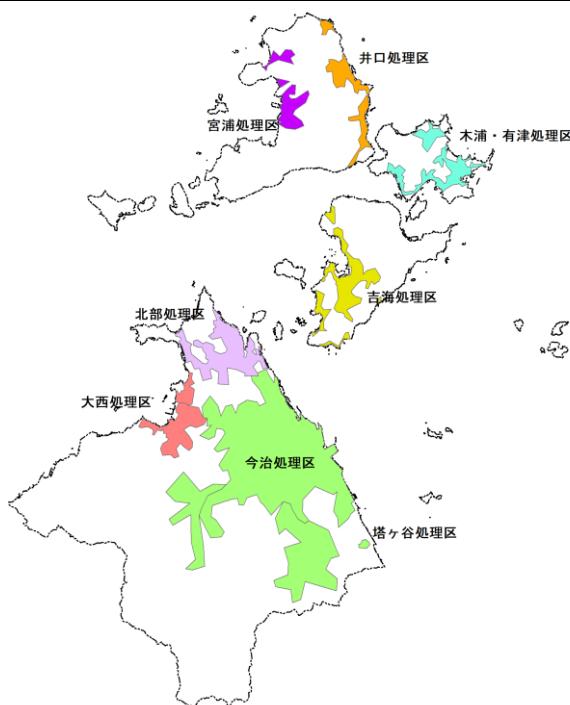


図 1.1 今治市公共下水道計画区域の概略図

※1：長期的（概ね 20～30 年後）な下水道施設の配置計画に基づき設定した区域

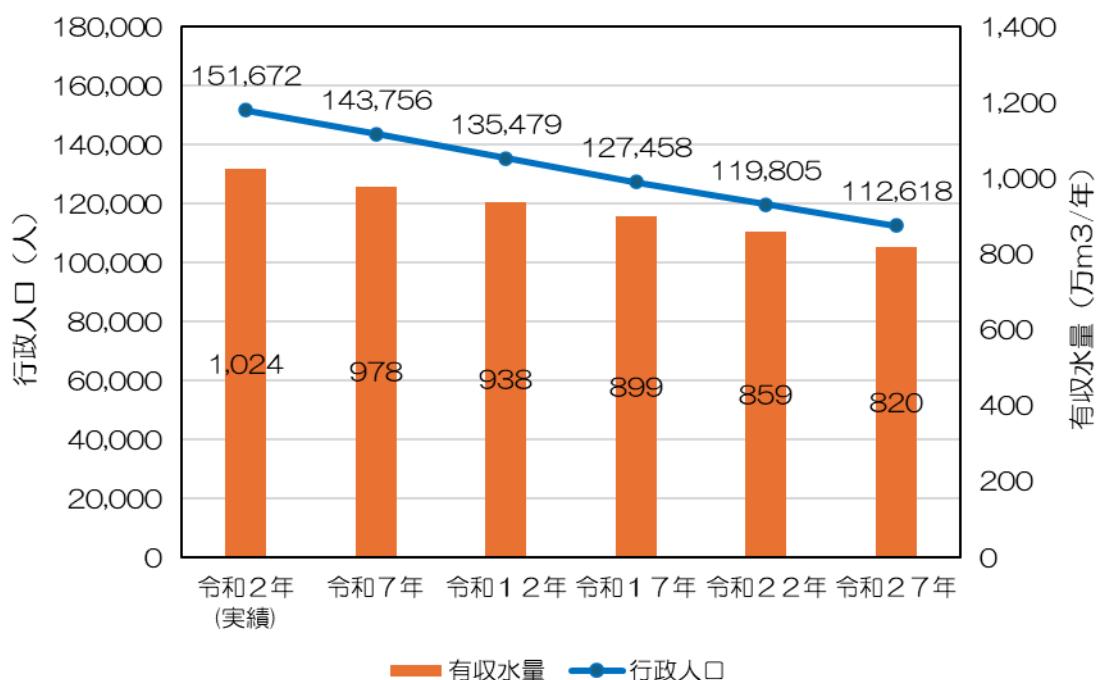
※2：全体計画区域のうち、概ね 5～7 年の間に整備する予定の区域

## 2) 計画区域見直しの背景

### 〈下水道事業の現状と課題〉

下水道は市民の皆様の生活に欠かせない重要な生活インフラ施設であり、安定した下水処理と持続可能な事業運営が求められています。しかしながら下水道事業を取り巻く状況は、人口減少等の社会情勢の変化による使用料収入の減少が見込まれる中において、老朽化した施設の改築・更新、想定される地震や近年頻発する豪雨災害への対策、加えて下水道未普及地域への下水道整備を実施していく必要があり、厳しい財政状況が続くことが予想されています。また、下水道整備が長期化することは、周辺環境や水質保全の観点からも望ましくない状況です。

本市における行政人口及び有収水量<sup>※3</sup>の推計は以下のとおりです。



行政人口出典：今治市人口ビジョン（令和7年3月）

図 1.2 今治市の行政人口及び有収水量の推計

※3：下水道で処理された汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量

## ① 施設の老朽化（処理場）

令和7年度現在、公共下水道（特定環境保全公共下水道含む）、集落排水施設等を合わせて29箇所の処理場を稼働し管理を行っています。そのうちの過半数を超える処理場が、供用開始から20年以上経過しており、今後、施設の大規模な更新が増加する見込みとなっています。

表 1.2 今治市の処理場一覧（令和7年度）

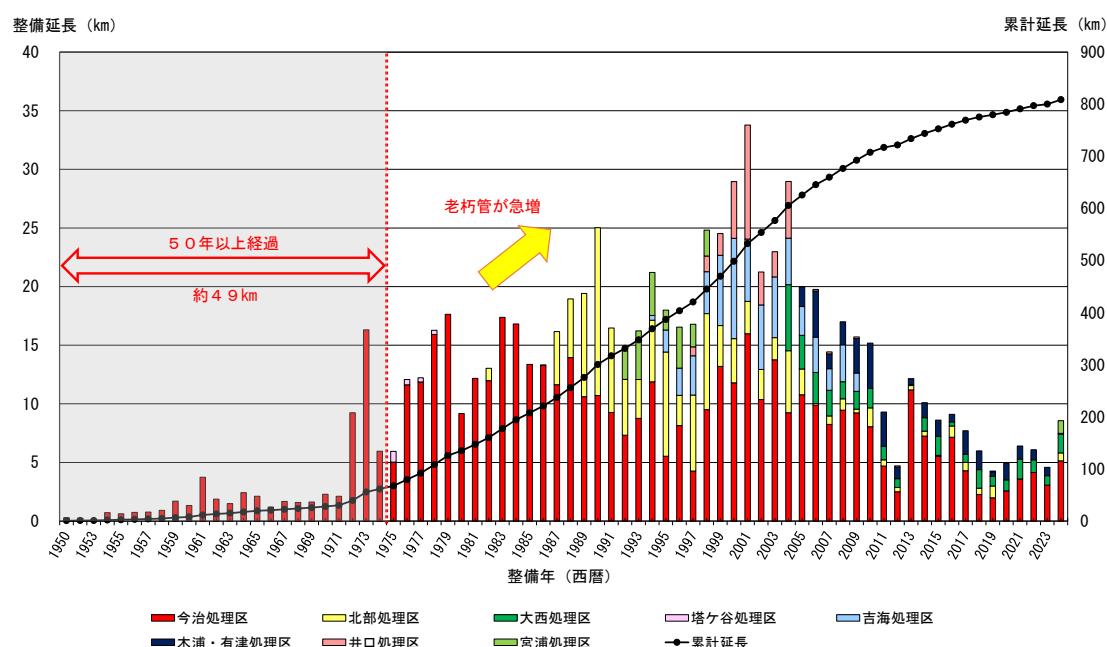
地区	区分	施設名	経過年数	地区	区分	施設名	経過年数
旧今治 (波方含)	公共	今治市下水浄化センター	49年	吉海	特環	吉海浄化センター	27年
	公共	北部浄化センター	34年		漁集	椋名地区処理場	18年
	特環	塔ヶ谷下水処理場	48年		農集	南浦・名駒地区処理施設	17年
朝倉	農集	古谷地区リーザンタ	25年	宮窪	農集	田浦地区処理場	23年
	農集	朝倉下地区水処理施設	19年		漁集	志津見地区処理場	25年
	農集	朝倉地区リーザンタ	23年		農集	宮窪地区処理施設	16年
玉川	農集	九和地区処理施設	20年	伯方	農集	友浦クリーンセンター	28年
	コムラ	玉川リリハコムニティ・プラット	26年		特環	伯方浄化センター	17年
大西	公共	大西水処理センター	18年	上浦	農集	北浦地区浄化センター	24年
	農集	九王水処理センター	28年		特環	井口浄化センター	22年
菊間		下水道事業なし		大三島	農集	瀬戸崎地区浄化センター	22年
					農集	盛地区浄化センター	26年
					特環	宮浦浄化センター	28年
					農集	大三島北地区処理施設	27年
					農集	野々江地区処理施設	25年
					農集	口総農業集落排水処理施設	24年
					農集	宗方地区処理施設	29年
					農集	岡村地区処理施設	25年
					農集	大下地区処理施設	15年
						終末処理場数	29箇所

（凡例）

公共下水道	公共下水道	
	特定環境保全公共下水道	
小規模下水道	農業集落排水施設	
	漁業集落排水施設	
	コミュニティ・プラント	

## ② 施設の老朽化（管路）

公共下水道の管路は、令和6年度末において汚水管（合流管含）が約766km、雨水管が約115km整備されています。一般的に管路の耐用年数は50年とされており、これを超過するものは現在約49kmあり、今後、老朽化した管路の割合が加速度的に増加していく見込みです。



### ③ 施設の耐震化

令和6年能登半島地震においては、耐震化済みの施設では概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲での断水や下水管内の滯水が発生し、復旧までに長期間を要しました。

本市の公共下水道の耐震化状況は、令和6年度末において、重要な幹線等：41.4%、処理場：37.5%となっており、いずれも全国平均（重要な幹線等：56%、処理場：40%（令和4年度末））を下回っている状況です。厳しい財政状況の中、これら施設の耐震化を推進するためには、多額の費用が必要となります。

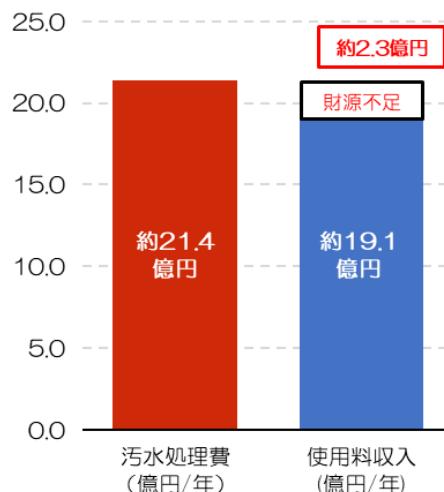
### ④ 未普及対策事業

現在も今治処理区、北部処理区、大西処理区、木浦・有津処理区の4処理区において、下水道未普及地域（下水道が未整備の地域）が多く残っており、未普及対策事業（下水道整備工事）を行っています。

全体計画区域内の残整備面積は未だ約740haあり、現状の事業量で進めた場合、整備完了までに約40年の期間と、約240億円の事業費（うち事業計画区域については残整備面積約470ha、約30年の期間と、約160億円の事業費）が必要と試算されており、大きな課題となっています。また、現在整備中の未普及地域は、市街化区域の一部を除くと人家が分散した投資効果が低い区域となっています。

### ⑤ 経費回収率

経費回収率とは、汚水処理に要する経費<sup>※4</sup>を下水道使用料でどの程度賄えているかを表した指標であり、100%以上が必要とされています。令和6年度の下水道事業の経費回収率は、89.0%で100%を下回っており、いわゆる「原価割れ」の状態となっています。



経費回収率=89.0%（年間の使用料収入／年間の汚水処理費×100）

図 1.4 経費回収率状況（令和6年度）

※4：下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費の合計

## ＜課題解決に向けた今後の方向性＞

このようななか、より効率的な汚水処理施設（公共下水道・集落排水施設・浄化槽等など汚水を処理する施設の総称）の整備・運営管理を適切な役割分担のもと、計画的に実施していく必要があります。国からは、10年程度を目途に汚水処理施設の「概成」を目指した、より弾力的な手法の検討が求められており、人口減少・経済性・整備時期等を踏まえた効率的かつ適正な整備区域の見直しの方針が示されています。また、市の都市計画では拡散した市街地をコンパクト化し都市の持続性を確保する「コンパクトなまちづくり」を推進しています。

こうした背景のもと、本市では将来世代に過度な負担を残すことなく、持続可能な下水道事業の運営を推進していくため、公共下水道計画区域の見直しを行います。

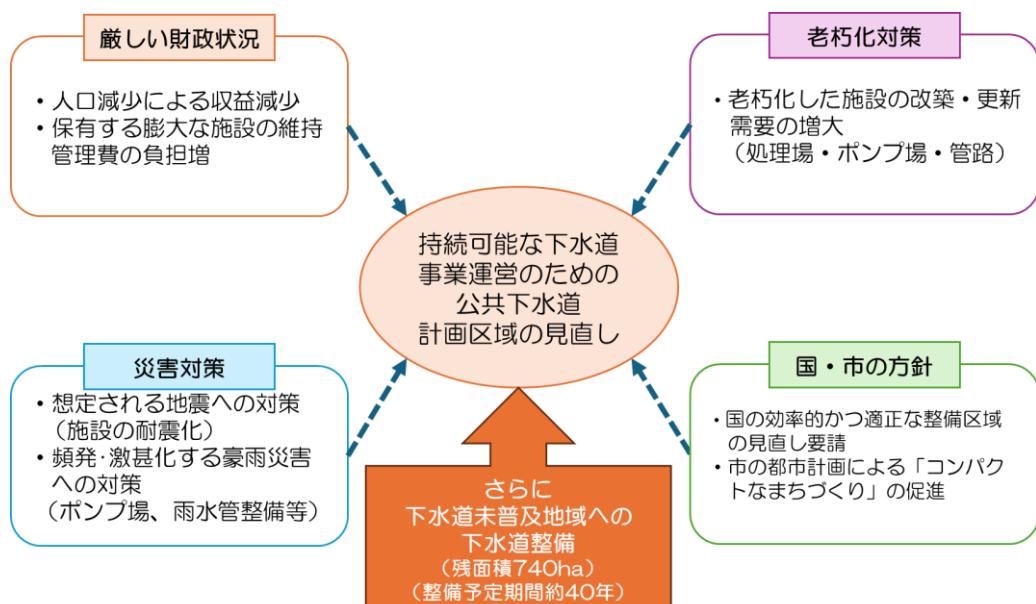
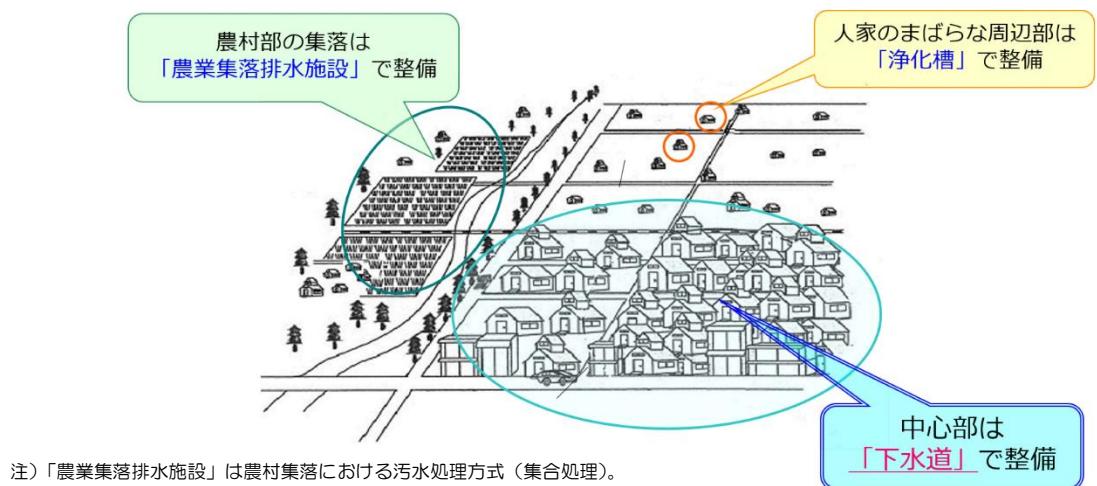


図 1.5 今治市の下水道事業を取り巻く環境の変化



出典：国土交通省 HP（下水道と他の汚水処理施設）

図 1.6 計画区域の見直しイメージ図

### 3) 全体計画の期間

下水道の全体計画は、概ね 20~30 年後の都市像を見据えて設定することとされています。本市では、令和 5 年度に策定した「今治市公共下水道事業基本計画」において目標年度を令和 24 年度に設定しています。

### 4) 計画変更までの流れ

本市の公共下水道の内、整備が完了していない今治処理区、北部処理区、大西処理区、木浦・有津処理区の 4 つの処理区について計画区域の見直しを行います。

区域見直しにあたり、下水道整備状況、整備完了までの期間や残事業費を把握するための基礎調査を行い、これをもとに策定した見直し方針に沿って公共下水道計画区域見直し（案）を作成しました。今後、パブリックコメントを実施することにより市民の皆様からご意見をいただき、検証、調整を行いながら新たな公共下水道計画区域を決定し、公共下水道事業計画の変更を経て、新たな計画区域での事業を開始します。

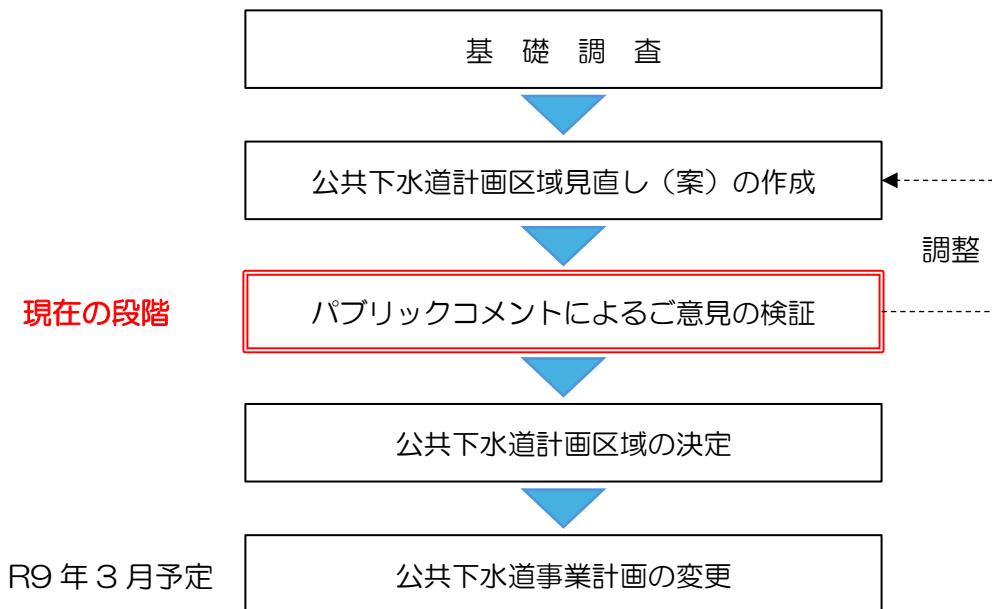


図 1.7 公共下水道計画区域の見直しフロー図

## 2. 計画区域及び計画諸元の見直し

### 1) 計画区域の見直し

本市の公共下水道計画区域は、これまで市街化区域を基本としつつ、市街化調整区域にある既存集落や、将来の市街化が見込まれる区域などを中心に設定してきました。

しかしながら、前述のとおり本市における下水道事業の経営状況は厳しく、より効率的で効果的な事業執行が求められています。国からは、人口減少や経済性、整備時期等を踏まえ、「将来的にも真に下水道が必要な地域を選定した徹底的な計画区域の見直し」を行うよう方針が示されており、全国的に計画区域の見直しを実施する事例が増えてきています。また、本市の下水道事業は公営企業会計を導入しており、事業に伴う収入によって経費を<sup>まかな</sup>賄い、自立性をもって事業を継続していくべき「独立採算性の原則」に立っています。このため、収支バランスを踏まえた下水道使用料の適正化を図っていく必要があります。

これらの現状と課題を踏まえ、より効率的で持続可能な下水道事業を推進するため、国のマニュアル<sup>※5</sup>に示されている4つの観点に沿って策定した以下の『公共下水道計画区域の見直し方針（案）』をもとに、公共下水道計画区域の見直し（案）を作成しました。

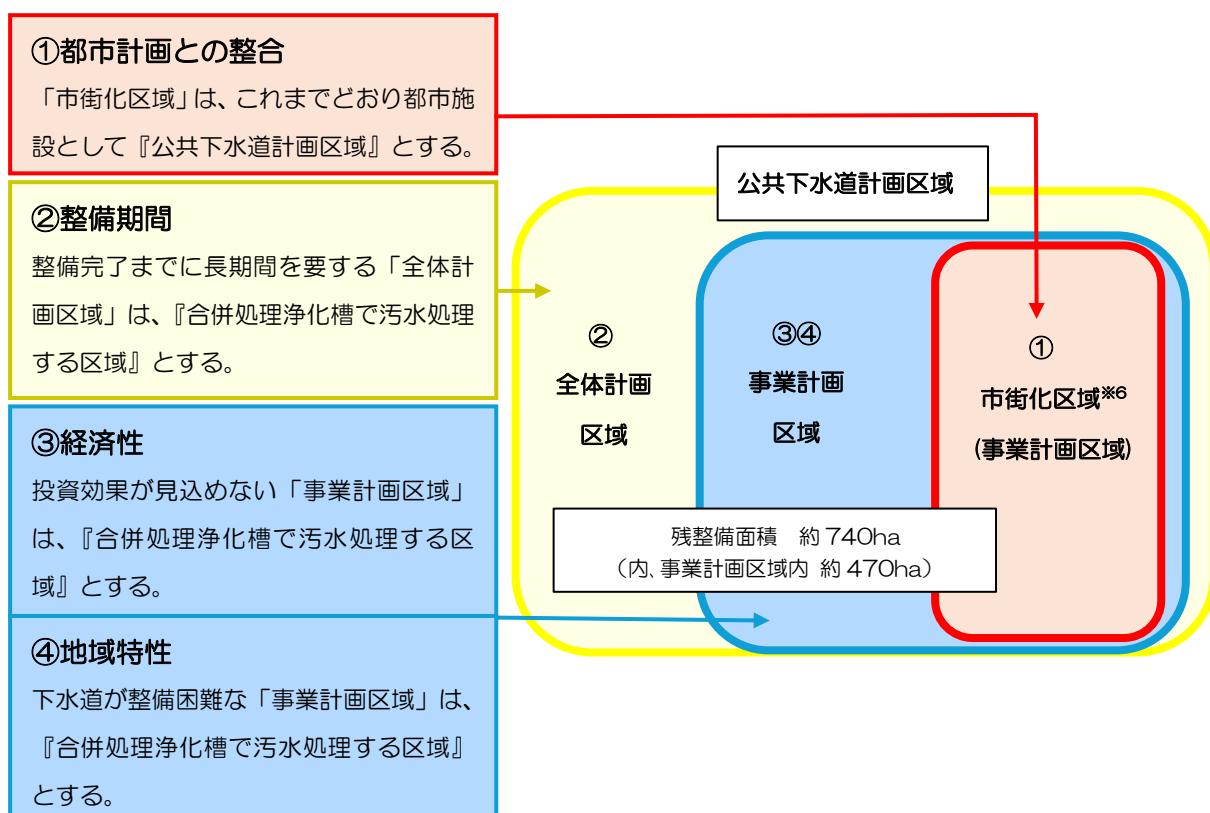


図 2.1 公共下水道計画区域見直しの考え方と方針（案）

全体計画区域：長期的（概ね 20～30 年後）な下水道施設の配置計画に基づき設定した区域

事業計画区域：全体計画区域のうち、概ね 5～7 年の間に整備する予定の区域

※5：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国交省、農水省、環境省）

※6：既成市街地及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

## ＜公共下水道計画区域の見直し方針（案）による検討結果について＞

### ◆ 観点① 都市計画との整合

市街化区域は、「すでに市街地である区域」及び「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」であり、社会インフラである道路や公園、下水道などの都市施設を計画的に整備することが求められています。また、市街化区域外と比べ人口密度が高く、下水道整備による投資効果が高い区域です。

以上を踏まえ、方針①として「市街化区域」は、これまでどおり都市施設として『公共下水道計画区域』とします。

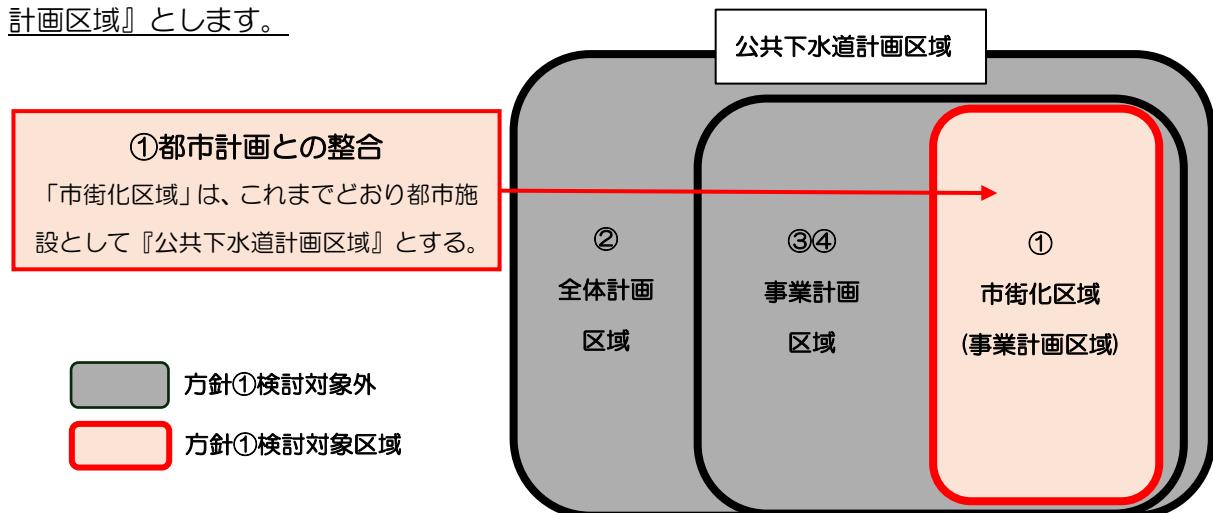
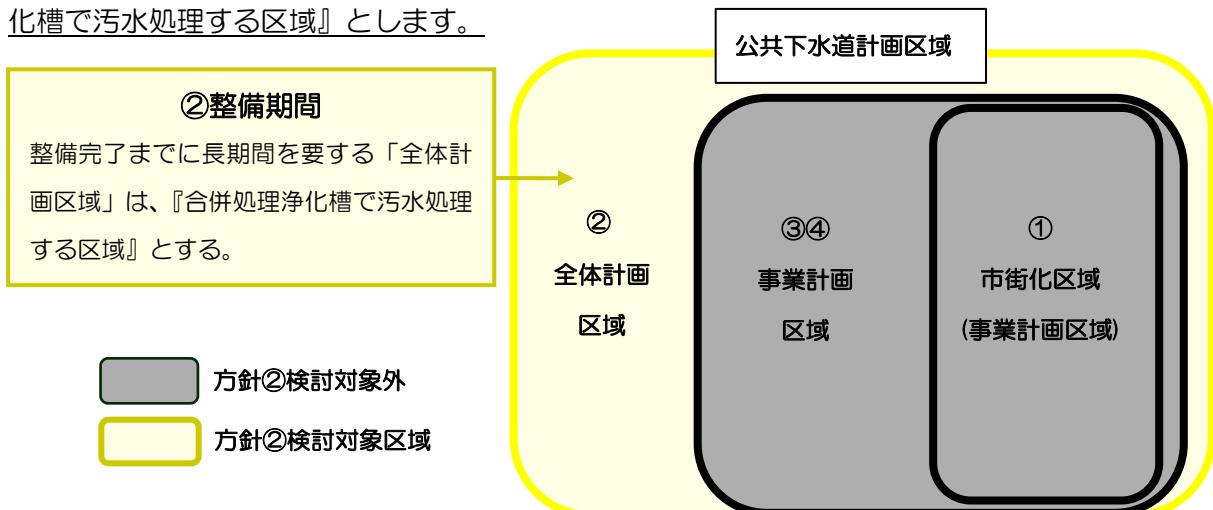


図 2.2 方針①検討対象区域の概念図

### ◆ 観点② 整備期間

事業計画区域の外側に位置する全体計画区域は、事業計画区域の整備完了後の工事着手となり、整備完了までに約40年の期間が必要と試算されています。整備が長期化することは生活環境や衛生面において望ましくなく、国のマニュアルでは、10年以内に下水道の整備が概成しない地域については、合併処理浄化槽など早期概成が可能な手法の導入を検討することとされています。

以上を踏まえ、方針②として整備完了までに長期間を要する「全体計画区域」は、『合併処理浄化槽で汚水処理する区域』とします。



### ◆ 観点③ 経済性

図 2.3 方針②検討対象区域の概念図

国のマニュアルにおいては、汚水処理施設の未整備区域について、経済比較を基本としつつ10年程度を目途に汚水処理の「概成」を目指した、より弾力的な手法を検討することとされています。

このことから、方針③として投資効果が見込めない「事業計画区域」は、『合併処理浄化槽で汚水処理する区域』とします。

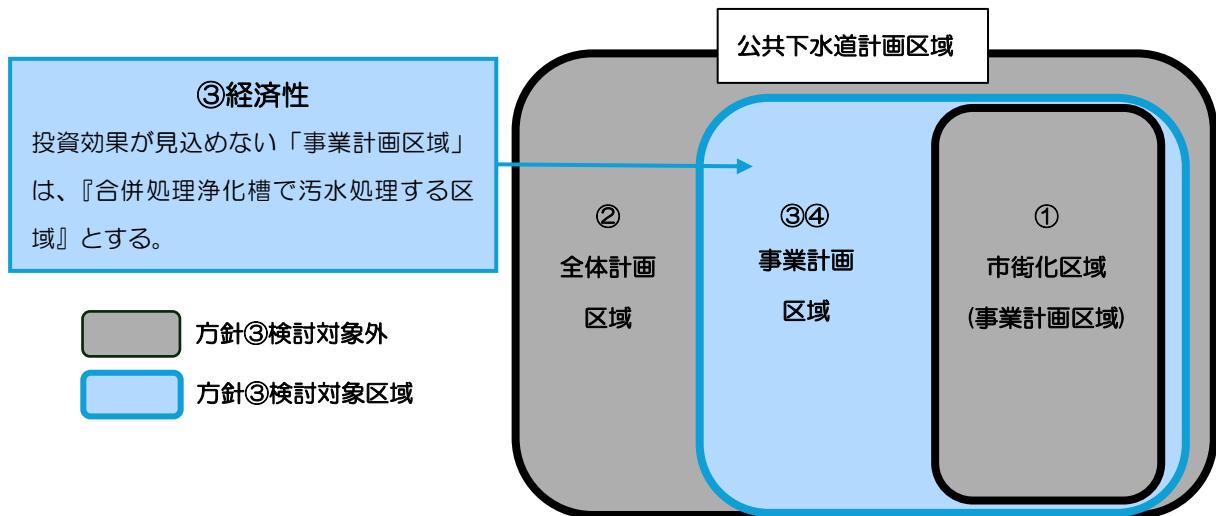
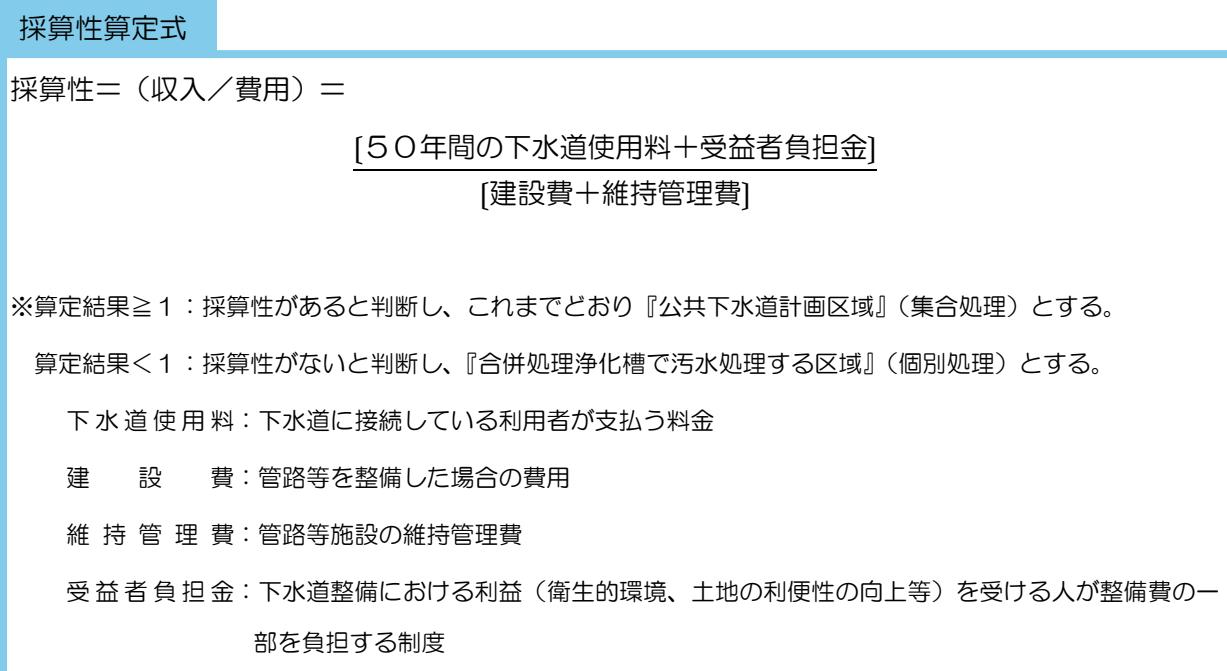


図 2.4 方針③検討対象区域の概念図

経済性の評価においては、管路施設の耐用年数である50年間における採算性を検討する下記算定式（定量的基準）を設定し、その結果をもとに集合処理（公共下水道）か個別処理（合併処理浄化槽）かを判断することとしました。



設定した算定式（定量的基準）により、事業計画区域（市街化区域を除く未普及地域）の採算性の検証を行った結果、「検討した全ての地区において投資効果が見込めない」との結論となりました。

また、今後の下水道使用料の見直しや物価上昇を考慮し、各処理区において、下水道使用料及び建設費をそれぞれ5%・10%変動させた条件での検討（感度分析<sup>※7</sup>）を行いました。その結果、採算性が高くなる上位ケース（シナリオ1）においても大きな変化は認められませんでした。

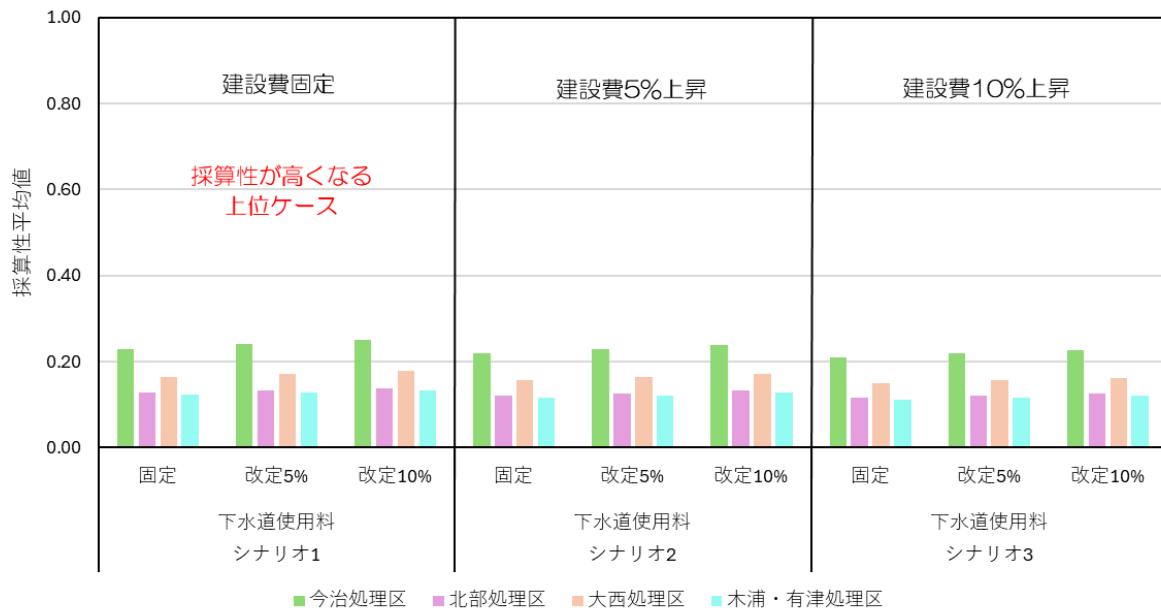


図 2.5 感度分析結果（各処理区の採算性平均値）

以上の結果を踏まえ、現在下水道が未整備の「事業計画区域（市街化区域を除く）」は、投資効果が見込めないことから『合併処理浄化槽で汚水処理する区域』とします。

#### ◆ 観点④ 地域特性

公共下水道計画区域内には、国道や河川区域など、埋設許可の条件や地形的な問題により下水道管が設置できない地域があります。そのため、下水道が整備困難な「事業計画区域」は、『合併処理浄化槽で汚水処理する区域』とする方針④を設定しましたが、同じ検討対象範囲である方針③の結果から、検討は不要となりました。

これらの検討結果を踏まえ、新たな公共下水道計画区域の見直し（案）を作成しました。

※7：ある数値が変動した場合に、最終的な結果にどの程度影響を与えるかを分析する手法

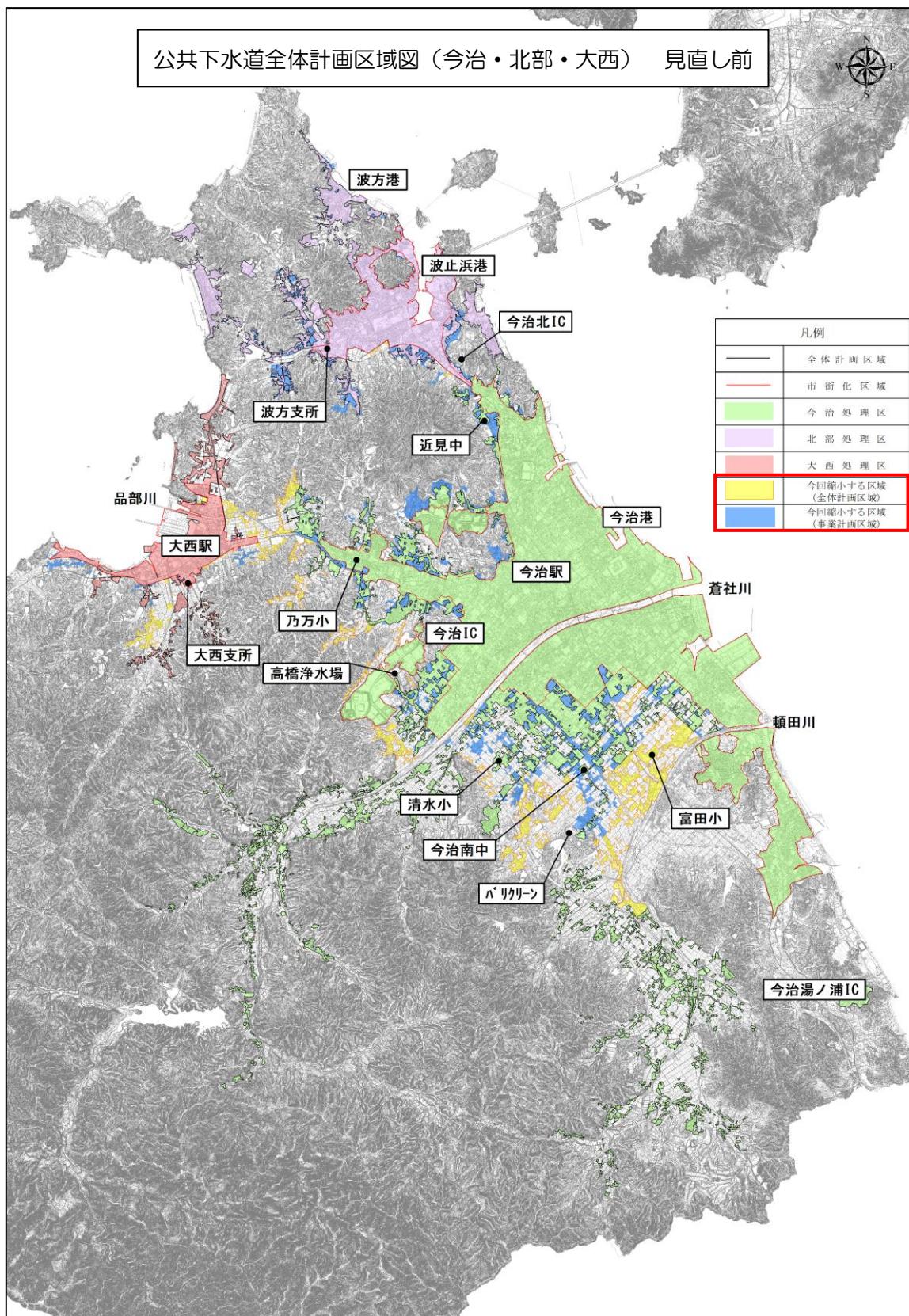


図 2.6 公共下水道全体計画区域図（今治・北部・大西）見直し前

※地区毎の詳細な図面は今治市ホームページ（<https://www.city.imabari.ehime.jp/public/>）または、今治市下水道工務課及び各支所（波方、大西、伯方）窓口にてご確認ください。

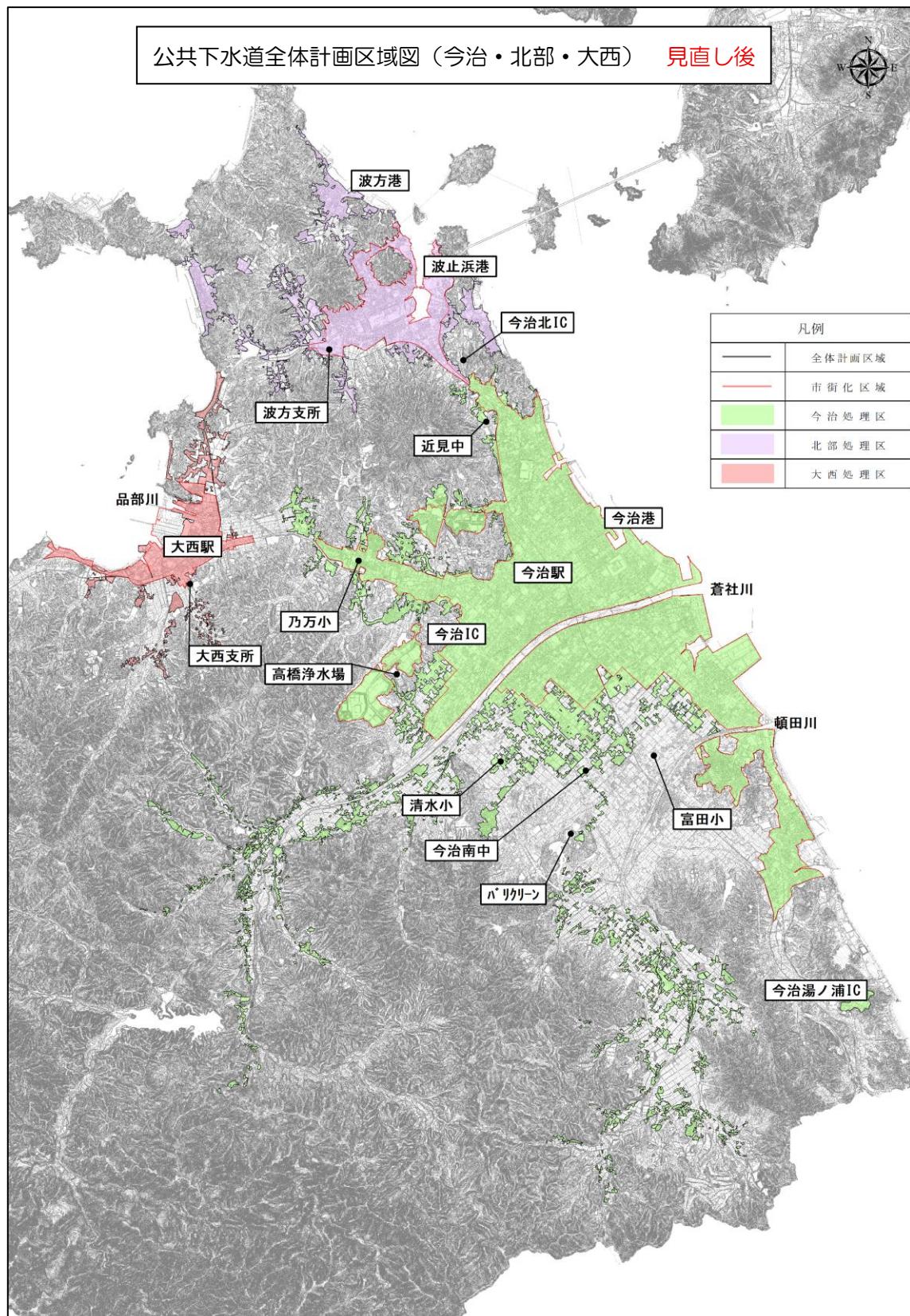


図 2.7 公共下水道全体計画区域図（今治・北部・大西）見直し後

※地区毎の詳細な図面は今治市ホームページ（<https://www.city.imabari.ehime.jp/public/>）または、今治市下水道工務課及び各支所（波方、大西、伯方）窓口にてご確認ください。

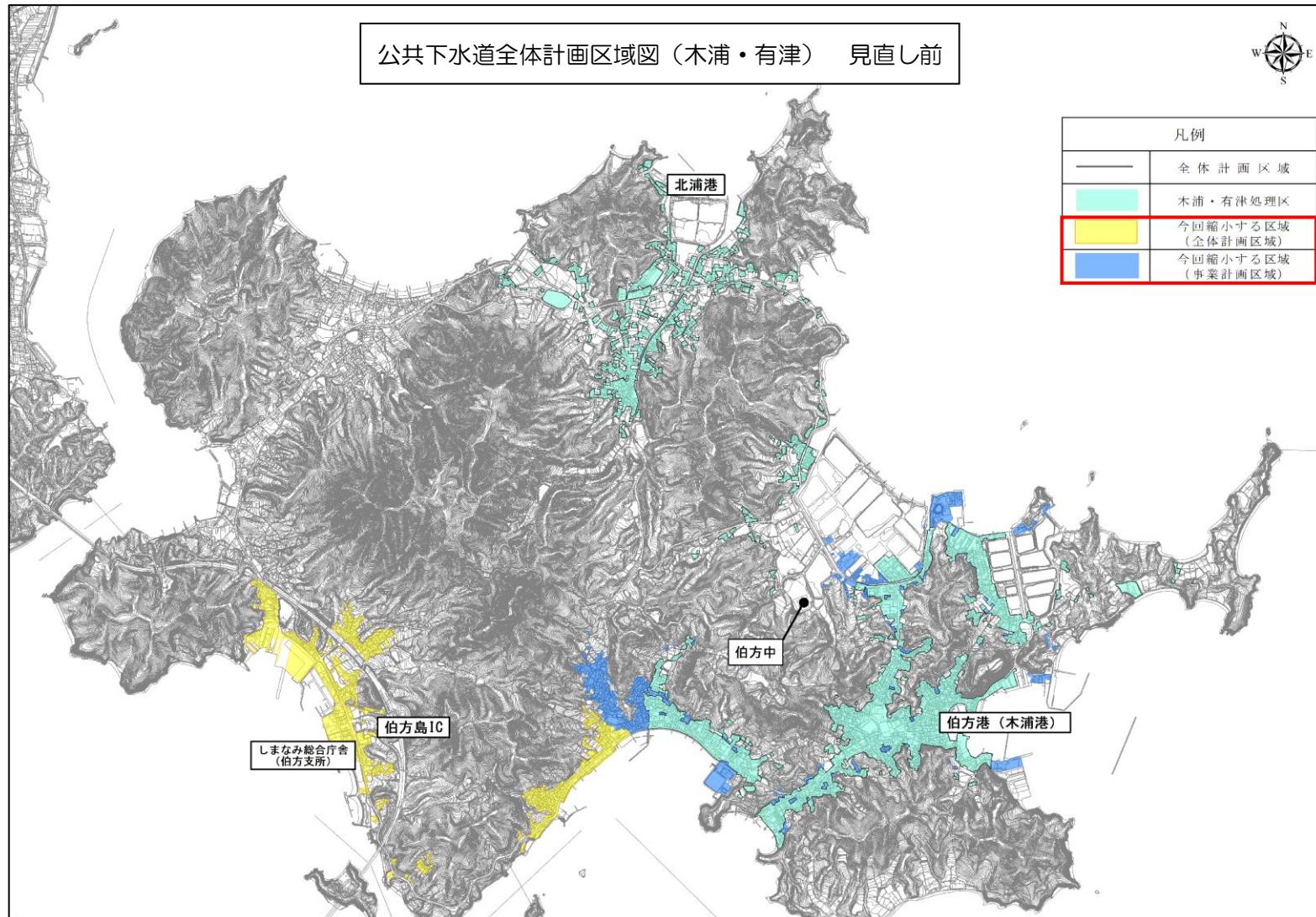


図 2.8 公共下水道全体計画区域図（木浦・有津） 見直し前

※地区毎の詳細な図面は今治市ホームページ (<https://www.city.imabari.ehime.jp/public/>) または、今治市下水道工務課及び各支所（波方、大西、伯方）窓口にてご確認ください。

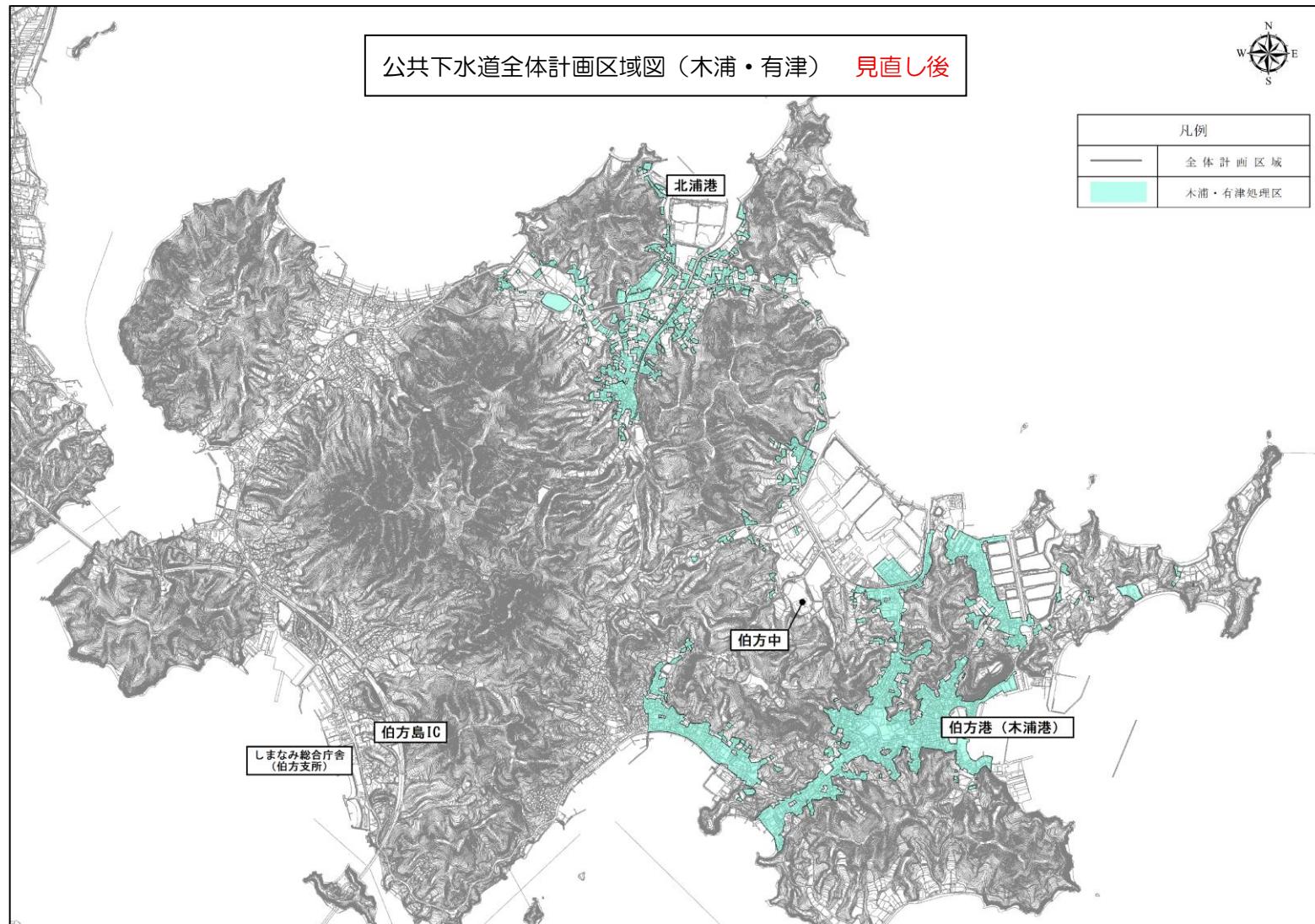


図 2.9 公共下水道全体計画区域図（木浦・有津）見直し後

※地区毎の詳細な図面は今治市ホームページ（<https://www.city.imabari.ehime.jp/public/>）または、今治市下水道工務課及び各支所（波方、大西、伯方）窓口にてご確認ください。

## 2) 計画区域面積

未普及地域が残る 4 つの処理区の見直し後の計画区域面積（全体計画区域・事業計画区域）は、表 2.1 のとおりとなりました。

表 2.1 見直し後の下水道計画区域

【全体計画区域】 (単位 : ha)

処理区	既計画	見直し（案）	増減
今治	3,023.3	2,610.8	▲ 412.5
北部	522.5	478.1	▲ 44.4
大西	270.8	233.3	▲ 37.5
木浦・有津	192.3	125.9	▲ 66.4
		計	▲ 560.8

注：面積については、精査を行い、変更となる場合があります。

【事業計画区域】 (単位 : ha)

処理区	既計画	見直し（案）	増減
今治	2,749.6	2,530.9	▲ 218.7
北部	499.4	456.8	▲ 42.6
大西	244.4	233.3	▲ 11.1
木浦・有津	149.7	125.9	▲ 23.8
		計	▲ 296.2

注：面積については、精査を行い、変更となる場合があります。

全体計画区域：長期的（概ね 20～30 年後）な下水道施設の配置計画に基づき設定した区域

事業計画区域：全体計画区域のうち、概ね 5～7 年の間に整備する予定の区域

### 3) 計画人口

行政人口及び下水道計画人口は、近年の実績データの動向に基づく数学的な将来予測のほか、上位計画、関連計画等と比較して設定しました。

## ① 計画行政人口

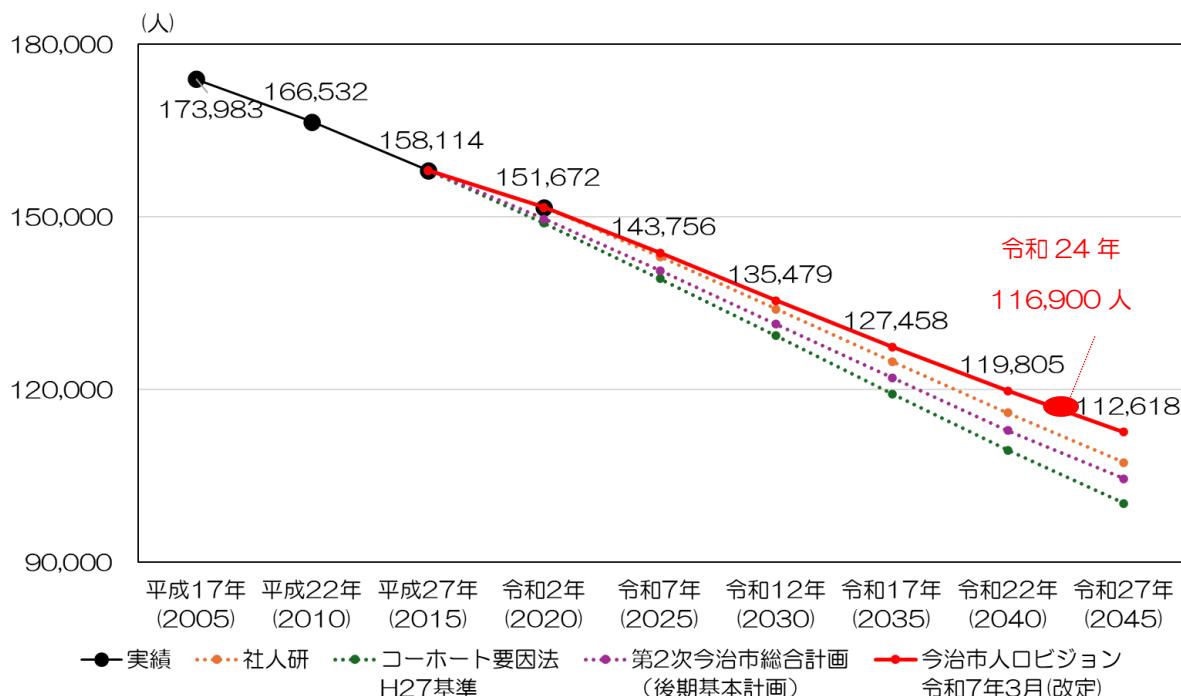
本市における行政人口は、図 2.10 に示すように減少傾向を示しています。

計画行政人口は、市の人口減少対策も反映されている「今治市人口ビジョン」と整合を図り、表2.2のとおり設定しました。

表 2.2 計画行政人口（案）

(单位:人)

項目	令和 24 年
計画行政人口	116,900



出典：国立社会保障人口問題研究所（令和5年3月）

第2次今治市総合計画 後期基本計画（令和2年12月）

## 今治市人口ビジョン（令和7年3月）

図 2.10 今治市行政人口の将来展望

## ② 下水道計画人口

将来の各処理区毎の下水道計画人口は、現況人口の調査及び将来人口の予測を行い、表 2.3 のとおり設定しました。

表 2.3 下水道計画人口（案）

(単位：人)

処理区	既計画 (R24)	見直し（案） (R24)	増 減
今治	78,920	69,120	▲ 9,800
北部	9,670	8,900	▲ 770
大西	5,390	4,610	▲ 780
木浦・有津	3,220	2,130	▲ 1,090
吉海	1,830	1,830	—
井口	1,280	1,280	—
宮浦	900	900	—
合計	101,210	88,770	▲ 12,440

注：下水道計画人口は、令和 8 年度の事業計画変更において精査を行う予定です。

## 4) 計画汚水量

計画区域や計画人口等の変更を踏まえ、計画汚水量を表 2.4 のとおり設定しました。

表 2.4 処理区別計画汚水量（日最大）

(単位：m<sup>3</sup>/日)

処理区	①既計画 (R24)	②見直し（案） (R24)	増 減	参考 (現有処理能力)
今治	42,540	38,210	▲ 4,330	54,750
北部	4,410	4,090	▲ 320	6,250
大西	2,420	2,080	▲ 340	3,000
木浦・有津	1,200	780	▲ 420	1,035
吉海	820	820	—	1,200
井口	620	620	—	900
宮浦	510	510	—	1,320
合計	52,520	47,110	▲ 5,410	—

注：計画汚水量は、令和 8 年度の事業計画変更において精査を行う予定です。

## 5) 処理施設

見直し（案）の計画汚水量（日最大）に対して下水処理場の現有処理能力が上回っていることから、現況施設の変更は行わないこととしました。

## 6) (参考) 計画諸元のまとめ

今回の全体計画諸元を、既全体計画と対比すると表 2.5 のとおりになります。

表 2.5 全体計画諸元のまとめ

項目		①既計画	②見直し(案)	③差(②-①)	備考
目標年度		R24 年度	R24 年度	変更無	
計画区域面積 (ha)	今治	3,023.3	2,610.8	▲ 412.5	今回見直し区域
	北部	522.5	478.1	▲ 44.4	今回見直し区域
	大西	270.8	233.3	▲ 37.5	今回見直し区域
	木浦・有津	192.3	125.9	▲ 66.4	今回見直し区域
	吉海	289.6	289.6	—	
	井口	139.4	139.4	—	
	宮浦	119.8	119.8	—	
	合計	4,557.7	3,996.9	▲ 560.8	
計画区域内人口 (人)	今治	78,920	69,120	▲ 9,800	今回見直し区域
	北部	9,670	8,900	▲ 770	今回見直し区域
	大西	5,390	4,610	▲ 780	今回見直し区域
	木浦・有津	3,220	2,130	▲ 1,090	今回見直し区域
	吉海	1,830	1,830	—	
	井口	1,280	1,280	—	
	宮浦	900	900	—	
	合計	101,210	88,770	▲ 12,440	
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	今治	42,540	38,210	▲ 4,330	今回見直し区域
	北部	4,410	4,090	▲ 320	今回見直し区域
	大西	2,420	2,080	▲ 340	今回見直し区域
	木浦・有津	1,200	780	▲ 420	今回見直し区域
	吉海	820	820	—	
	井口	620	620	—	
	宮浦	510	510	—	
	合計	52,520	47,110	▲ 5,410	

注：吉海、井口、宮浦処理区については、下水道整備が完了しており今回の見直し対象外です。

### 3. 今後の汚水処理施設の整備方針について

#### 1) 公共下水道計画区域内

見直し後の公共下水道計画区域においても、下水道未普及地域が残っています。これらの区域については、費用対効果や生活環境の改善効果の高い地区を優先し整備を行っていきます。また、汚水処理施設の早期概成の観点から、今後 10 年程度を目途に計画的な下水道整備の完了を目指します。

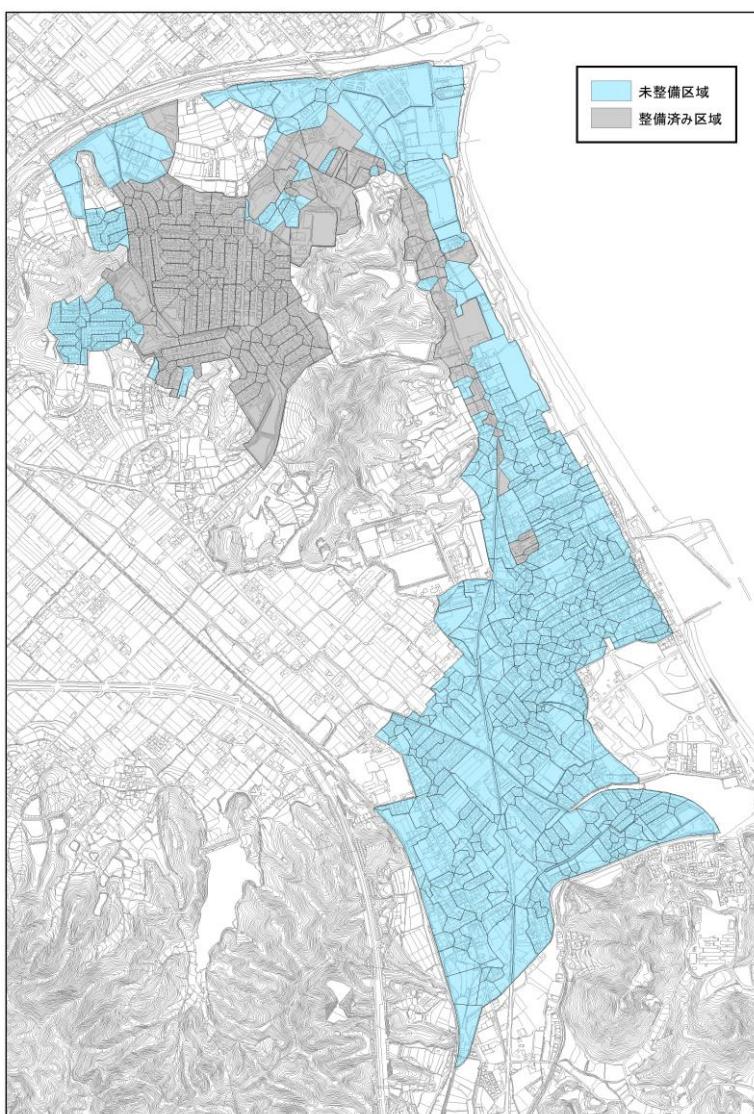


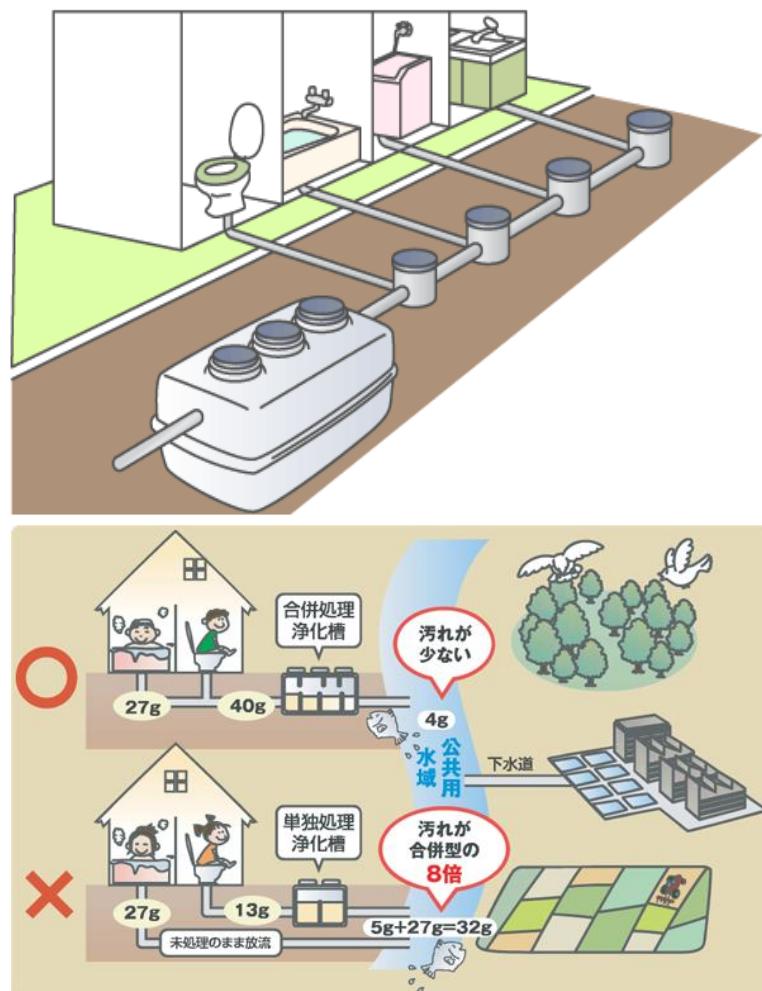
図 3.1 今後も計画的な下水道整備を実施する区域（東部処理系統）

## 2) 公共下水道計画区域外

今回の見直しにより公共下水道計画区域外となった区域（農業集落排水施設等で整備が完了している区域を除く）は、合併処理浄化槽（台所、風呂、洗濯水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽）で汚水を処理する区域となります。

合併処理浄化槽は、下水道と同様に公共水域の水質汚濁の防止、生活環境の改善と公衆衛生の向上を図る役割を担っており、下水処理場と同程度の汚水処理性能（放流水質 BOD20mg/L 以下）を有しています。合併処理浄化槽は分散型の個別処理として汚水処理施設のひとつに分類されており、地域の特性に適応した汚水処理手法として、下水道（集合処理）だけでなく合併処理浄化槽等（個別処理）を含めた汚水処理施設の普及を促進していきます。

（今治市の汚水処理人口普及率<sup>※9</sup>：88.2%（令和6年度末））



出典：環境省資料

図 3.2 合併処理浄化槽の概略図・水質改善効果

※9：（公共下水道および農業集落排水施設等の集合処理の処理区域内人口+合併処理浄化槽処理人口）／行政区域内人口×

## 4. 合併処理浄化槽の補助制度について

### （今治市浄化槽設置整備事業補助金）

本市では、主に居住を目的とした住宅等に合併処理浄化槽を新設される方、また既存の単独処理浄化槽（し尿のみ処理する浄化槽）又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に転換（設置替え）される方に、設置費の一部を補助しています。（公共下水道事業計画区域及び集落排水等の処理区域を除く）

また、転換の場合に限り、設置費の補助に加えて宅内配管工事にかかる費用の一部（限度額30万円）について補助を受けることができます。

表 4.1 今治市浄化槽設置整備事業補助金額

項目	区分	補助限度額	
		新築	転換
A 浄化槽設置	5人槽	332,000円	450,000円
	6~7人槽	414,000円	600,000円
	8~10人槽	548,000円	800,000円
B 宅内配管工事	配管工事費	-	300,000円

※転換（設置替え）と宅内配管工事を行った場合の補助額：A+B（5人槽限度額75万円）

※その他の諸要件については今治市環境政策課ホームページ「浄化槽設置整備事業に関する注意事項」をご確認ください。

### （合併処理浄化槽維持管理費補助金）

本市では、合併処理浄化槽（10人槽以下）の維持管理に係る費用に対し、以下の条件を満たす場合に、浄化槽1基につき、年当たり1万円を限度に補助を受けることができます。

- （公社）愛媛県浄化槽協会の登録を受けており、適正に清掃、保守点検、法定検査が行われているもの。（保守点検契約を行い、清掃（年1回以上）と11条検査（年1回）が実施されていること）
- 設置場所が、下水道を利用できる区域に入っていないもの。

※その他の諸要件については今治市環境政策課ホームページ「合併処理浄化槽維持管理費補助金制度について」をご確認ください。

合併処理浄化槽の補助金についてのご相談は、下記の連絡先へご連絡ください。

今治市役所 市民環境部市民環境政策局  
環境政策課 電話番号（0898）36-1535

今治市公共下水道計画区域見直し  
2026（令和8）年1月

編集・発行

今治市 上下水道部 上下水道政策局 下水道工務課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL : 0898-36-1571（直通）

FAX : 0898-33-3609（直通）

E-mail : [gesuik@imabari-city.jp](mailto:gesuik@imabari-city.jp)

<https://www.city.imabari.ehime.jp/gesuik/>